【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	2022年６月27日
【会社名】	ワシントンホテル株式会社
【英訳名】	ＷＡＳＨＩＮＧＴＯＮ　ＨＯＴＥＬ　ＣＯＲＰＯＲＡＴＩＯＮ
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　内田　和男
【本店の所在の場所】	愛知県名古屋市千種区内山三丁目23番５号
【電話番号】	052-745-9036
【事務連絡者氏名】	取締役経理財務部部長　森　良一
【最寄りの連絡場所】	愛知県名古屋市千種区内山三丁目23番５号
【電話番号】	052-745-9036
【事務連絡者氏名】	取締役経理財務部部長　森　良一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号） 株式会社名古屋証券取引所 （愛知県名古屋市中区栄三丁目８番20号）

1【提出理由】

当社は、2022年６月24日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2022年６月24日

(2) 決議事項の内容

第１号議案　資本金の額の減少の件

１．資本金の額の減少の内容

資本金1,349,161,250円を1,249,161,250円減少して100,000,000円といたします。

２．資本金の額の減少が効力を生ずる日

2022年８月１日（予定）

第２号議案　剰余金の処分の件

第１号議案の資本金の額の減少の効力発生を条件に、その他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替えるとともに、固定資産圧縮積立金を取り崩し、繰越利益剰余金の欠損填補に充当いたします。

１．減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金	2,858,260,249円
固定資産圧縮積立金	279,582,913円

２．増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金	3,137,843,162円

第３号議案　定款一部変更の件

１．変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第１条ただし書きに規定する改正規定が2022年９月１日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

(1) 変更案第18条第１項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。

(2) 変更案第18条第２項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。

(3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第18条）は不要となるため、これを削除するものであります。

(4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

第４号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件

内田和男、長谷川太、森良一、井戸川学、田中良佐及び小県昌彦を取締役（監査等委員である取締役を除く。）に選任するものであります。

第５号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

宮本康司、小島浩司及び名越陽子を監査等委員である取締役に選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数(個)	反対数(個)	棄権数(個)	可決要件	決議の結果及び賛成(反対)割合(%)
第１号議案	94,876	340	－	(注) １	可決　97.04
第２号議案	94,842	374	－	(注) １	可決　97.00
第３号議案	94,929	287	－	(注) ２	可決　97.09
第４号議案 内田　和男	88,759	6,457	－	(注) ３	可決　90.78
長谷川　太	94,818	398	－		可決　96.98
森　良一	94,798	418	－		可決　96.96
井戸川　学	94,808	408	－		可決　96.97
田中　良佐	94,809	407	－		可決　96.97
小県　昌彦	82,541	12,675	－		可決　84.42
第５号議案 宮本　康司	94,851	365	－	(注) ３	可決　97.01
小島　浩司	94,853	363	－		可決　97.02
名越　陽子	94,870	346	－		可決　97.03

(注) １．出席した株主の議決権の過半数の賛成による。
２．議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の３分の２以上の賛成による。
３．議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。